

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日、  
が休日、  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 平成五年鳥取県民栄養調査実施要領（健康対策課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 鳥取県指定金融機関等の店舗の名称等の一部改正（会計課）

## 告 示

鳥取県告示第八百二十九号  
鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、平成五年鳥取県民栄養調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 平成五年鳥取県民栄養調査実施要領

#### 一 調査の目的

この調査は、県民の健康状態及び食生活の実態を把握し、もって県民の栄養改善及び健康づくり対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査の種類

この調査は、世帯状況調査、身体状況調査、栄養摂取状況調査、健康づくり意識調査及び子供の食生活状況調査とする。

#### 三 調査の対象

1 この調査は、次の表に掲げる平成二年国勢調査の調査区に所在する世帯のうちから、一調査区当たりおおむね二十五世帯の割合で抽出した世帯（以下「調査世帯」という。）について行う。

平成二年国勢調査の調査区番号	その区域
0 二 一 三 一	鳥取市松並町一丁目的一部
0 0 一 三 一、0 0 一 二 一 一 及び 0 0 一 三 一	岩美郡国府町稲葉丘二丁目的一部
0 0 一 一 一 及び 0 0 一 二 一 一	気高郡気高町大字八束水の一部
0 0 一 一 一	八頭郡船岡町大字破岩

003001	八頭郡智頭町大字中田
004111及び004311	東伯郡大栄町大字大谷の一部
003811	東伯郡東伯町大字矢下
038611	米子市中島の一部
008111	境港市新屋町の一部
0015	西伯郡会見町大字市山の一部
003001	日野郡日野町小原及び別所

2 世帯状況調査は、調査世帯及びその構成員（以下「世帯員」という。）について、身体状況調査は一歳以上（四の2の(三)から(六)までに掲げる事項については、十五歳以上）の世帯員について、栄養摂取状況調査は調査世帯について、健康づくり意識調査は十五歳以上の世帯員について、子供の食生活状況調査は一歳以上十五歳以下の世帯員について行う。

四 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

1 世帯状況調査

調査世帯及び世帯員の概況

2 身体状況調査

(一) 身長

(二) 体重

五 調査の期日

(三) 血圧

(四) 皮下脂肪厚

(五) 尿の状況

(六) 血液の状況

3 栄養摂取状況調査

(一) 食事の状況

(二) 摂取した料理の名称

(三) 摂取した食品の名称及び量

4 健康づくり意識調査

(一) 健康に関する意識

(二) 健康診断の受診状況

(三) 喫煙の影響

(四) 飲酒の影響

(五) 運動の有無

(六) 余暇の過ごし方

(七) 健康な食生活に関する意識

5 子供の食生活状況調査

(一) 健康状態

(二) 運動の状況

(三) 食事の状況

(四) 夜食の状況

(五) おやつ状況

(六) 学外活動の状況

この調査は、平成五年十一月一日から同月三十日までの間において、調査区域ごとに指定する日（栄養摂取状況調査にあつては、三日間）の状況について行う。

#### 六 調査の方法

この調査は、医師、栄養士、保健婦、臨床検査技師、衛生検査技師等のうちから知事が任命した調査員により、次に掲げる方法で行う。

##### 1 身体状況調査

調査員が調査の対象となる世帯員について測定又は診断を行い、その結果を調査票に記入する。

##### 2 その他の調査

調査員が配布する調査票に次に掲げる者が所定の事項を記入する。

(一) 世帯状況調査にあつては、調査世帯の世帯主又はこれに準じる世帯員

(二) 栄養摂取状況調査にあつては、調査世帯の食事を担当する世帯員

(三) 健康づくり意識調査にあつては、調査の対象となる世帯員

(四) 子供の食生活状況調査にあつては、調査の対象となる世帯員の母親又はこれに準じる世帯員

#### 七 調査結果の公表

この調査の結果については、平成五年県民栄養調査報告書を作成し、公表する。

#### 鳥取県告示第八百三十号

郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業明地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

##### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

##### 二 縦覧に供する期間

平成五年十一月一日から二十二日間

##### 三 縦覧に供する場所

郡家町役場

##### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
北条町	農林業同和对策事業国坂地区は場整備	昭和五十七年一月三十一日

鳥取県告示第八百三十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成五年十一月一日から施行する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

皆生通支店 米子市西福原

を

皆生通支店

米子市西福原二丁目

に改める。

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中

米子市西福原  
米子市東福原

を

米子市東福原一丁目

米子市東福原四丁目

に改め、同表米子信用金庫の項中

本店 米子市東福原

本店 米子市東福原二丁目

を

に改め、同表中国銀行の項中

米子市西福原

米子市東福原

を

原一丁目

に改め、同表米子市農業協同組合の項中

米子市東福原

を

米子市東福原一丁目

に改める。